

## 1. 「自然の毀損を引き起こす5大要因」を切り口に考えるTNFD提言への対応

### 【ポイント】

- 2023年9月、自然関連の財務影響の開示を求めるTNFD提言が公表された。TNFDはTCFDを模して作られているが、自然関連の財務影響を具体的にイメージすることは、気候関連のそれをイメージするより難しい傾向にある。
- 自然の毀損の大部分は、「陸・川・海の改変」「天然資源の濫用」「気候変動」「汚染」「侵略的外来種」の5大要因が原因であることが科学的に示されており、この5大要因を切り口に考えることで、財務影響の具体的検討につなげやすくなる。例えば、プラスチック汚染防止条約、欧州・有機フッ素化合物（PFAS）規制、欧州・森林デューデリジェンス規則は、5大要因のうち、「汚染」や「天然資源の濫用」の防止にかかわる規制であり、その影響を受ける企業にとっては、自然関連の財務リスクと捉えることができる。

2023年9月、自然関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures：TNFD）の提言が公表されました。TNFD提言では、企業や金融機関に対し、自然関連の財務影響について情報開示すべき事項が挙げられています。

TNFDが策定にあたって参考にしたのはTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース、Taskforce on Climate-related Financial Disclosures）で、TNFDは、TCFDの「自然版」とも呼ばれます。

TCFDは、気候関連の財務影響の情報開示を求める内容ですが、この財務影響については、具体例をイメージすることが比較的容易です。例えば、気候変動によって頻発するゲリラ豪雨による物的損害や、温室効果ガス（GHG）排出対策の観点からの規制強化（ガソリン車に対する規制強化など）による事業への影響などが挙げられます。

しかし、話が「自然関連の財務影響」になると、途端に具体例をイメージするのが難しくなるのではないのでしょうか。「自然関連の財務影響」を考える際には、これから述べる「自然の毀損を引き起こす5大要因」に照らして考えることで、具体例がイメージしやすくなります。

### 自然の毀損を引き起こす5大要因とは

森林や生態系の減少など自然の毀損は、下記の要因により引き起こされることが、科学的な分析により報告されています。

表1：自然の毀損を引き起こす5大要因

- |             |
|-------------|
| 1) 陸・川・海の改変 |
| 2) 天然資源の濫用  |
| 3) 気候変動     |
| 4) 汚染       |
| 5) 侵略的外来種   |

出所：TNFD提言、IPBES（2019）“Global Assessment Report on Biodiversity and Ecosystem Services”を基にニッセイアセットが作成

気候変動の場合、原因はGHG排出であり、原因と結果の関係がシンプルですが、自然の毀損の場合、その対応関係がより複雑で、多岐にわたることが分かります。

### 2030年までにネイチャーポジティブを目指すという世界目標の合意を受け、様々な規制強化の動きが相次ぐ

自然を巡っては、2030年までに「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させること」（ネイチャーポジティブ）を実現するため緊急の行動をとることで世界が合意しています。こうしたこともあり、自然の毀損を引き起こす5大要因への対応に関連する規制強化が広がっています。ここでは、企業への影響が予想される具体例を3つ紹介します。

#### ①プラスチック汚染防止条約

5大要因の一つ「汚染」防止に関連して、特に海洋汚染が懸念されているプラスチックについて、「国際プラスチック条約」の策定に向けた政府間交渉が2022年11月に始まりました。プラスチックのリサイクル促進だけでは汚染防止に限界があるとの意見もあり、生産自体を制限するかも含めた議論が行われています。

#### ②欧州・有機フッ素化合物（PFAS）規制

欧州で規制強化の議論が大詰めを迎えているPFASは、その機能性の高さから多様な用途に用いられていますが、健康や自然への悪影響の懸念から、欧州域内での製造・販売・使用が原則禁止される蓋然性が高まっています。規制導入に先んじて対応を開始する日本企業も出てきました。

#### ③欧州・森林デューデリジェンス規則

5大要因の一つ「天然資源の濫用」防止に関連して、欧州では、森林の減少・劣化の防止にむけて、木材・ゴム・大豆・畜牛等を欧州域以内で販売する企業に対し、デューデリジェンスの実施を義務付ける規制強化が行われ、企業はサプライチェーンの生産地まで辿って森林の減少・劣化に加担していないことの確認が求められます（2024年末から順次適用開始）。

なお、一つ一つの規制のレベルでは、必ずしも「自然」というキーワードは全面には出てこないかもしれませんが、いずれも自然の毀損防止にかかわる規制であり、規制強化の影響を受ける企業にとっては「自然関連の規制リスク」と言えます。

企業や金融機関がTNFD提言への対応を検討する際には、自然の毀損を引き起こす5大要因を切り口に考えることで、より具体的な検討につなげやすくなると考えられます。

## 2. TNFDフォーラムに加入するとともに、TNFD Adopterへの登録を行いました

自然関連の財務影響が強まっていること等を踏まえ、TNFD提言への対応を強化すべく、当社は、2023年1月、「TNFDフォーラム」への加入と、「TNFD Adopter」への登録をそれぞれ行いました。後者については、早期採用者を意味する「TNFD Early Adopter」として発表されました。

当社はこれまでTCFD提言への対応に取り組んできましたが、今後は、TCFD提言への対応のさらなる強化とともに、TNFD提言への対応にも併せて取り組んでいきます。

表2：TNFDフォーラム、TNFD Adopterの概要

<b>TNFDフォーラム</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• TNFDに対して専門的知見の提供や支援を行うために2021年9月に設置されたもの。</li> <li>• 世界68の国・地域の企業・金融機関・公的機関・非政府組織など1,595組織が加入している。</li> </ul>
<b>TNFD Adopter</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• TNFDのホームページへの登録を通じて、TNFD提言を踏まえた情報開示に取り組む意向があることを表明した組織のこと。</li> <li>• 2024年1月10日までに登録を済ませた組織は、スイス・ダボスでの開催された世界経済フォーラム年次総会において「TNFD Early Adopter」として発表された。</li> </ul>

注：2024年1月時点の情報で作成

出所：TNFDのホームページを基にニッセイアセットが作成

## 3. ドバイで開催されたCOP28に参加し、サイドイベントに登壇しました（一部アーカイブ動画あり）

国連・気候変動枠組条約の第28回締約国会議（COP28）が、2023年11月から12月にかけて、アラブ首長国連邦（UAE）のドバイで開催され、サイドイベント等に登壇しました。一部はアーカイブ動画（英語のみ）をオンラインで視聴することができますので、宜しければご覧ください。



写真：Investor Agenda主催  
パネルセッション（左端が大関）



写真：JCI主催パネルセッション  
（右端が大関）

表3：当社が登壇したサイドイベント等

開催日	概要等	当社からの登壇者
12/3 (日)	<b>Roundtable discussion on transition to net zero index investing</b> 主催：グラスゴー金融同盟（GFANZ）	代表取締役社長の大関、共同CIOの藤井が議論に参画
	<b>Fourth public-private climate finance dialogue</b> 主催：UNFCCC イベントのページ（アーカイブ動画なし）： <a href="https://unfccc.int/event/fourth-public-private-climate-finance-dialogue">https://unfccc.int/event/fourth-public-private-climate-finance-dialogue</a>	共同CIOの藤井が議論に参画
12/5 (火)	<b>パネルセッション：Accelerating and Scaling Up Investor Climate Action to Achieve the Paris Agreement's Goals</b> 主催：Investor Agenda設立パートナー（AIGCC、CDP、Ceres、IGCC、IIGCC、PRI、UNEP FI） アーカイブ動画： <a href="https://youtu.be/P6SDkFyr5C0">https://youtu.be/P6SDkFyr5C0</a>	代表取締役社長の大関がパネリスト登壇
	<b>パネルセッション：1.5℃に向けてともにアクション：日本社会が持続可能な脱炭素社会を実現するために</b> 主催：ジャパン・クライメート・イニシアチブ（JCI） アーカイブ動画： <a href="https://youtu.be/BvLIJwIGNjk">https://youtu.be/BvLIJwIGNjk</a>	代表取締役社長の大関がパネリスト登壇
	<b>パネルセッション：How to Accelerate Climate Finance &amp; Clean Energy Transition: Perspective from Asia</b> セッションのホスト：Cathay Financial Holdings、主催：World Climate Foundation イベントのページ（アーカイブ動画なし）： <a href="https://www.worldclimatefoundation.org/bluezoneprogramme">https://www.worldclimatefoundation.org/bluezoneprogramme</a>	共同CIO藤井がパネリスト登壇

- ✓ 当資料は内外の債券、株式、為替市場等に関する情報提供を行うためのものです。予め特定の方角や対応を推奨する目的のものではありません。
- ✓ これらの市場を投資対象とする商品、手法等は、投資対象国・地域等の経済状況や金融資本市場の動向、また有価証券等の発行者の経済活動等の変化を背景に、投資対象資産の価格が変動し、その下落により損失を被るおそれがあるほか、投資元本を割り込むリスクがあります。詳しくは各商品の商品説明資料をご確認ください。
- ✓ これらの市場を投資対象とする商品、手法等は、お客様に手数料等をご負担いただきますが、手数料等の種類ごとの金額及びその合計額については具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。
- ✓ これらの市場を投資対象とする商品、手法等の商品説明資料に記載されたシミュレーションやバックテスト等は、参考データをご提供する目的で作成したものであり、将来の利回りを保証するものではありません。
- ✓ 市場見通し等は、お客様の運用方針や投資判断等の参考となる情報の提供を目的としたものです。実際の投資等に係る最終的な決定は、お客様ご自身のご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。
- ✓ 当資料に記載された市場を投資対象とする運用商品、手法等は、リスクを含みます。運用実績は市場環境等により変動し、運用成果（損益）は全て投資家の皆様のものとなります。元本が保証された商品、手法ではありません。
- ✓ 当資料は、現時点で信頼できると考えられる情報を基に作成しておりますが、情報の正確性や完全性を保証するものではありません。
- ✓ 当資料に関わる一切の権利は、引用部分を除き弊社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部または全部の無断での使用・複製は固くお断り致します。
- ✓ 当資料に掲載したインデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、当該インデックスの公表元またはその許諾者に帰属します。